

令和4年10月24日

お客さま 各位

日本海信用金庫

当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素より、日本海信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、本年11月に電子交換所を設立することを決定し、電子交換所設立以降は、全国各地に設置されている現在の手形交換所はすべて廃止となり、原則すべての手形・小切手が電子データで交換を行う電子交換所での取扱いに変更されます。

これに伴い当金庫は、2022年11月4日より、以下のとおり当座勘定規定を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（火）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

○当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 第8条（手形、小切手の支払） (1) 略 <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> <u>(3) 略</u> | 第8条（手形、小切手の支払） (1) 略 <u>(新設)</u> <u>(2) 略</u> |
| 第9条（手形、小切手用紙） (1)～(3) 略 <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われる物があった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫</u> | 第9条（手形、小切手用紙） (1)～(3) 略 <u>(新設)</u> <u>(4) 略</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> |

| | |
|---|--|
| <p><u>が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> | |
| <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 略</p> | <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>追加</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>追加</u>）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします</p> <p>(3) 略</p> |
| <p><u>（削除）</u></p> | <p>第29条（個人情報センターへの登録）</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとしません。</u></p> <p><u>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき</u></p> <p><u>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき</u></p> |
| <p>第29条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1)～(5) 略</p> | <p>第30条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1)～(5) 略</p> |
| <p>第30条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1)～(5) 略</p> | <p>第31条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1)～(5) 略</p> |
| <p>第31条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1)～(2) 略</p> | <p>第32条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1)～(2) 略</p> |
| <p>第32条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>第33条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1)～(4) 略</p> |
| <p>第33条（準拠法令、合意管轄）</p> <p>略</p> | <p>第34条（準拠法令、合意管轄）</p> <p>略</p> |
| <p>第34条（規定の変更）</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>第35条（規定の変更）</p> <p>(1)～(3) 略</p> |
| <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1) 略</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> | <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1) 略</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。<u>（追加）</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>（追加・変更）</u></p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|-----|-------|--------|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------------|
| <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p> | <p>(新設)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</p> | <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。(追加)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアバンド）などの余白部分（下図網掛け部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</p> | <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアバンド）などの余白部分（下図網掛け部分）は使用しないでください。(追加)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="156 660 746 712"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td><td>壹</td><td>貳</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>仟</td><td>万</td> </tr> </table> <p>（その他）金、円、圓（円の異体字）、圓 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>※上記表の拡大分は下記参照</p> | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 100 | 1,000 | 10,000 | 漢数字 | 壹 | 貳 | 参 | 肆 | 伍 | 陸 | 柒 | 捌 | 玖 | 拾 | 仟 | 万 | <p>(追加)</p> |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 100 | 1,000 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢数字 | 壹 | 貳 | 参 | 肆 | 伍 | 陸 | 柒 | 捌 | 玖 | 拾 | 仟 | 万 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1) 略 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p> | <p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1) 略 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。(追加) なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。(追加・変更)</p> <p>(新設)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</p> | <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。(追加)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="156 1606 746 1657"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td><td>壹</td><td>貳</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>仟</td><td>万</td> </tr> </table> <p>（その他）金、円、圓（円の異体字）、圓 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>※上記表の拡大分は下記参照</p> | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 100 | 1,000 | 10,000 | 漢数字 | 壹 | 貳 | 参 | 肆 | 伍 | 陸 | 柒 | 捌 | 玖 | 拾 | 仟 | 万 | <p>(追加)</p> |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 100 | 1,000 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢数字 | 壹 | 貳 | 参 | 肆 | 伍 | 陸 | 柒 | 捌 | 玖 | 拾 | 仟 | 万 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4. (1) 略 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してく</p> | <p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4. (1) 略 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。(追加) なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。(追加・変更)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|----------------|--------------------|
| <p>ださい。</p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> | <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>(追加)</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド：下図網掛け部分）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> | <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド：下図網掛け部分）は使用しないでください。<u>(追加)</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="159 660 750 716"> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>貳</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>七</td><td>八</td><td>九</td><td>拾</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td>金、円、圓(円の異体字)、億</td> </tr> </table> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>※上記表の拡大分は下記参照</p> | 漢数字 | 壹 | 貳 | 参 | 肆 | 伍 | 陸 | 七 | 八 | 九 | 拾 | 百 | 千 | 万 | (その他) | 金、円、圓(円の異体字)、億 | <p><u>(追加)</u></p> |
| 漢数字 | 壹 | 貳 | 参 | 肆 | 伍 | 陸 | 七 | 八 | 九 | 拾 | 百 | 千 | 万 | | | | |
| (その他) | 金、円、圓(円の異体字)、億 | | | | | | | | | | | | | | | | |

※約束手用法・為替手形用法・小切手用法の表の拡大分

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|-----|-------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 100 | 1,000 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢数字 | 壹 | 壹 | 弍 | 弍 | 貳 | 貳 | 参 | 参 | 肆 | 肆 | 肆 | 伍 | 伍 | 伍 | 陸 | 陸 | 七 | 七 | 八 | 八 | 九 | 玖 | 拾 | 拾 | 仕 | 百 | 百 | 千 | 千 | 任 | 任 | 万 | 万 |

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

※改定後の規定は、改定日以降に「預金規定集」ページに掲載します。

以上